延岡市土砂の採取等及び埋立て等に伴う災害の防止に関する条例

平成24年３月27日

条例第８号

（目的）

第１条　この条例は、土砂の採取等及び埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂の採取等又は埋立て等に伴う土砂の崩壊、流出、飛散その他による災害（以下単に「災害」という。）の発生を未然に防止し、もって市民生活の安全を確保することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(１)　土砂　土、砂利、岩石等であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第２条第１項に規定する廃棄物以外のものをいう。

(２)　土砂の採取等　土砂の採取又は土地の掘削若しくは切土をいう。

(３)　埋立て等　土砂による土地の埋立て又は盛土をいう。

(４)　土砂採取埋立行為　土砂の採取等、埋立て等その他土地の区画形質の変更（都市計画法（昭和43年法律第100号）第４条第12項に規定する開発行為に該当するものを除く。）をいう。

(５)　事業者　自ら又は人に行わせて土砂採取埋立行為を行う者をいう。

(６)　請負人　事業者から請け負って土砂採取埋立行為を行う者をいう。

(７)　事業区域　土砂採取埋立行為をする土地の区域をいう。

(８)　土地所有者等　事業区域内に存する土地の所有者、管理者及び占有者をいう。

（市の責務）

第３条　市は、土砂採取埋立行為に伴う災害の発生を未然に防止するため、市内における土砂採取埋立行為の実施状況について把握するとともに、災害を発生させるおそれのある土砂採取埋立行為を発見した場合には、その是正指導に努めなければならない。

（事業者等の責務）

第４条　事業者及び請負人（次項において「事業者等」という。）は、土砂採取埋立行為の施工状況を的確に把握するとともに、適正な業務管理に努めなければならない。

２　事業者等は、土砂採取埋立行為に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって解決に当たらなければならない。

（土地所有者等の責務）

第５条　土地所有者等は、土砂採取埋立行為に伴う災害を発生させるおそれのある者に対して、当該土地を提供することのないように努めなければならない。

２　土地所有者等は、土砂採取埋立行為が完了し、廃止され、又は放置された土地において災害が発生しないよう適正な管理に努めなければならない。

（土砂採取埋立行為の許可）

第６条　次の各号のいずれかに該当する土砂採取埋立行為を行おうとする者は、当該土砂採取埋立行為に着手する前に、市長の許可を受けなければならない。

(１)　事業区域の面積が1,000平方メートル以上で、かつ、次のいずれかに該当する土砂採取埋立行為。ただし、当該土砂採取埋立行為の目的が、建築工事又は土木工事その他の工事による土砂の仮置き等であって、規則で定めるものは除く。

ア　土砂の採取等であって、当該土砂の採取等をした土地の部分に高さが２メートルを超える崖（地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。以下同じ。）を生ずることとなるもの

イ　埋立て等であって、当該埋立て等をした土地の部分に高さが１メートルを超える崖を生ずることとなるもの

ウ　土砂の採取等及び埋立て等を同時にする場合における埋立て等であって、当該土砂の採取等をした土地の部分の高さに埋立て等をした土地の部分の高さを加えた高さが２メートルを超える崖を生ずることとなるもの（ア又はイに該当するものを除く。）

(２)　事業区域の面積が1,000平方メートル未満である土砂採取埋立行為のうち、当該事業区域に隣接する土地（規則で定める地形又は地物により当該事業区域と区分される土地を除く。）において、当該土砂採取埋立行為に係る工事に着手する日前３年以内に同一事業者によって土砂採取埋立行為が行われ、又は行われている場合であって、当該既に行われ、又は行われている土砂採取埋立行為に係る事業区域の面積との合計が1,000平方メートル以上となるもので、前号アからウまでのいずれかに該当するもの

２　前項の規定に関わらず、次の各号に掲げる土砂採取埋立行為については、同項の許可を受けることを要しない。

(１)　国、都道府県、市町村その他規則で定める公共的団体が行う土砂採取埋立行為

(２)　公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第２条第１項の規定による免許を受けて行う土砂採取埋立行為その他法令等の許可、認可その他これらに相当する行為であって規則で定めるものを受けて行う土砂採取埋立行為

(３)　風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行う土砂採取埋立行為

３　市長は、第１項の許可をするときは、この条例の目的を達成するために必要な範囲内で、条件を付すことができる。

（土砂採取埋立行為に係る許可申請）

第７条　前条第１項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面に、規則で定める図書を添えて、市長に申請しなければならない。

(１)　氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(２)　土砂採取埋立行為の目的

(３)　事業区域に含まれる地域の地名、地番、地目及び面積

(４)　土砂採取埋立行為に係る土砂等の見込数量

(５)　土砂採取埋立行為の施工期間

(６)　請負人の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(７)　その他規則で定める事項

（土地所有者等の同意）

第８条　第６条第１項の許可を受けようとする者は、前条第３号に規定する事業区域の土地所有者等及び当該事業区域内に存する建築物等の所有者に対し、同条各号に掲げる事項を説明し、同意を得なければならない。

（許可の基準）

第９条　市長は、第６条第１項の許可の申請があった場合において、その内容が次の各号に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときでなければ同項の許可をしてはならない。

(１)　当該土砂採取埋立行為の完了時の土地の形状、排水施設その他の土砂の崩壊又は流出を防止するための施設及び土砂採取埋立行為の方法が、規則で定める技術的な基準（以下「施工基準」という。）に適合していること。

(２)　事業区域内から生ずる雨水排水の放流先となる河川又は水路等の管理者の同意を得ていること。

(３)　前条の同意を得ていること。

(４)　許可を受けようとする者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア　この条例に基づく第23条の命令を受け、当該命令を履行していない者

イ　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

ウ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又はその法定代理人がア又はイに該当する者である者

エ　延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第２条第３号に規定する暴力団関係者

(５)　次条に規定する周辺住民等への説明が完了していること。

（周辺住民等への説明）

第10条　第７条の規定による許可の申請をしようとする者は、あらかじめ当該事業区域の周辺住民等であって規則で定める者に対して、同条各号に掲げる事項の説明をしなければならない。

２　第７条の規定による許可の申請をしようとする者は、前項の説明をしたときは、議事録を作成し、これを保管しなければならない。

（許可又は不許可の通知）

第11条　市長は、第７条の規定による許可の申請があったときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

２　前項の処分をするには、文書をもって当該申請をした者に通知しなければならない。

（変更の許可等）

第12条　第６条第１項の許可を受けた者は、第７条各号に掲げる事項の変更をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

２　第６条第１項の許可を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

３　第１項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面に、規則で定める図書を添えて、市長に申請しなければならない。

(１)　氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(２)　変更の内容及びその理由

(３)　その他市長が必要と認める事項

４　第６条第３項、第９条及び前条の規定は、第１項の許可について準用する。

（土砂採取埋立行為の着手の届出）

第13条　第６条第１項又は第12条第１項の許可を受けた者（以下「許可事業者」という。）は、当該許可に係る土砂採取埋立行為に着手しようとするときは、着手する日の前日までに、その旨を市長に届け出なければならない。

（関係書類等の閲覧）

第14条　許可事業者は、当該許可に係る土砂採取埋立行為の施工期間中に限り、当該土砂採取埋立行為のための現場事務所及び事業者の主たる事務所に当該許可の申請に係る書類、図面及び第10条第２項の議事録の写しを備え付け、土地所有者等又は周辺住民の求めに応じ、閲覧させなければならない。

（標識の設置）

第15条　許可事業者は、当該許可に係る土砂採取埋立行為を行っている間、事業区域内の公衆の見やすい場所に規則で定める標識を設置しなければならない。

（地位の承継）

第16条　許可事業者について、相続、合併又は分割（当該土砂採取埋立行為に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が２人以上ある場合にあっては、その協議により定めた当該土砂採取埋立行為に係る事業を承継する１人の相続人）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該土砂採取埋立行為に係る事業の全部を承継した法人は、当該許可事業者のこの条例の規定による地位を承継する。

２　前項の規定により許可事業者の地位を承継した者は、その承継の日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

　（名義貸しの禁止）

第16条の２　許可事業者は、自己の名義をもって、他人に土砂の採取埋立行為を業として行わせてはならない。

（許可の取消し等）

第17条　市長は、許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

(１)　偽りその他不正な手段により、第６条第１項又は第12条第１項の許可を受けたとき。

(２)　第６条第１項又は第12条第１項の許可を受けた日から起算して３年を経過した日までに当該土砂採取埋立行為に着手していないとき。

(３)　第６条第１項又は第12条第１項の許可に係る土砂採取埋立行為に着手した日後１年以上引き続き当該土砂採取埋立行為を行っていないとき。

(４)　第６条第３項（第12条第４項において準用する場合を含む。）に規定する許可の条件に違反したとき。

(５)　許可事業者が、第９条第４号イ又はエに該当する者となったとき。

(６)　第12条第１項の規定に違反して第７条各号に掲げる事項を変更したとき。

　(７)　前条の規定に違反して他人に土砂採取埋立行為を業として行わせたとき。

(８)　第23条第１項又は第２項の規定による命令に違反したとき。

２　前項の規定により許可の取消しを受けた事業者（前項第７号の規定により、許可の取消しを受けた事業者にあっては、当該事業者から名義を借りて土砂採取埋立行為を業として行った者を含む。第23条第４項において同じ。）は、当該取消しに係る土砂採取埋立行為に使用した土砂等の全部又は一部を撤去する等災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（土地所有者等に対する技術的な指導等）

第18条　市長は、前条の規定により許可を取り消した場合において、土砂採取埋立行為に伴う災害が発生するおそれがあると認めるときは、当該土地所有者等に対して、この条例の目的を達するために必要な技術的な指導又は助言をすることができる。

　（市民等に対する技術的な指導等）

第18条の２　市長は、この条例に基づく許可の対象とならない土砂採取埋立行為（都市計画法第４条第12項に規定する開発行為に該当するものを含む。以下この項において同じ。）に伴う災害の発生のおそれがあるものとして、市民その他の者から苦情又は相談等があったときは、当該土砂採取埋立行為に伴う災害等の防止が図られるよう当該土砂採取埋立行為を行っている者に対し、技術的な指導又は助言をすることができる。

２　市長は、前項の規定による指導又は助言を行うときは、指導又は助言を受ける者に対し、苦情又は相談等をした市民その他の者の住所、氏名、電話番号その他個人が特定されうる情報を与えてはならない。

（土砂採取埋立行為の完了等の届出等）

第19条　許可事業者は、当該許可に係る土砂採取埋立行為を完了し、又は廃止したときは、当該土砂採取埋立行為を完了し、又は廃止した日から起算して14日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

２　市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出を受理した日から起算して７日以内に当該土砂採取埋立行為が許可の内容に適合しているかどうかについて検査を行い、その結果を当該届出をした許可事業者に通知しなければならない。

３　前項の検査の結果、当該土砂採取埋立行為が許可の内容に適合しない旨又は当該土砂採取埋立行為に起因する災害の発生を防止するための措置が講じられていない旨の通知を受けた許可事業者は、当該土砂の全部又は一部を撤去する等災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（報告の徴収）

第20条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、許可事業者に対し、土砂採取埋立行為の施行状況その他の事項に関し報告を求めることができる。

（立入検査）

第21条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に土砂採取埋立行為を行う者の事務所、事業場、現場事務所その他その業務を行う場所又は当該事業区域に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（改善勧告）

第22条　市長は、許可事業者が第９条第１号に規定する施工基準に違反して当該土砂採取埋立行為を行っていると認めるときは、当該許可事業者に対し、相当の期限を定めて、必要な改善措置を講ずべきことを勧告することができる。

（措置命令）

第23条　市長は、前条の規定による勧告を受けた許可事業者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該土砂採取埋立行為の停止及び相当の期限を定めて、施工基準への適合、原状回復その他災害の発生を防止するために必要な措置を講じるよう命ずることができる。

２　市長は、土砂採取埋立行為に伴う災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めたときは、当該土砂採取埋立行為を行う許可事業者に対し、当該土砂採取埋立行為の停止及び災害の発生を防止するために必要な措置を講じるよう命ずることができる。

３　市長は、第６条第１項若しくは第３項（第12条第４項において準用する場合を含む。）又は第12条第１項の規定に違反して土砂採取埋立行為を行った事業者に対し、相当の期限を定めて、当該土砂採取埋立行為に使用した土砂の全部又は一部を撤去する等災害の発生を防止するために必要な措置を講じるよう命ずることができる。

４　市長は、第17条第２項若しくは第19条第３項の規定に違反した事業者に対し、その土砂採取埋立行為に使用した土砂の全部又は一部を撤去する等災害の発生を防止するために必要な措置を講じるよう命ずることができる。

（違反事実の公表）

第24条　第６条第１項又は第12条第１項の規定に違反した土砂採取埋立行為について、市長がこの条例の目的を達成するために必要と認めるときは、違反した者の氏名若しくは名称及び住所若しくは事務所の所在地並びに法人にあってはその代表者の氏名その他規則で定める事項を公表することができる。

（委任）

第25条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第26条　第23条の規定による市長の命令に違反した者は、１年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第27条　第６条第１項又は第12条第１項の規定に違反して土砂採取埋立行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。

第28条　次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(１)　第20条の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(２)　第21条第１項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

（両罰規定）

第29条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前３条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

（過料）

第30条　第19条第１項の規定に違反して、土砂採取埋立行為の廃止に係る届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、５万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成24年10月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際、現に土砂採取埋立行為を行っている者は、この条例の施行の日から起算して３月を経過する日までの間は、第６条第１項の規定は適用しない。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、当該申請に対する許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この条例は、平成27年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の第14条、第16条の２、第17条、第19条及び第23条の規定は、この条例の施行の日以後に第６条第１項又は第12条第１項に基づく許可を受ける土砂採取埋立行為について適用し、同日前に許可を受けた土砂採取埋立行為については、なお従前の例による。